

# 青森県報

第百九十二号

令和二年  
八月七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 保安林の指定……………(同) ……二

### 公 告

- プリンタ賃貸借契約(令和二年度)に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……二
- 青森県統合宛名システム機器及び番号制度ネットワーク運用管理機器賃貸借契約に係る一般競争入札……………(同) ……三
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 出先機関
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(中南地域) ……六
- 選挙管理委員会
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……六

## 告 示

青森県告示第六百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
アイセイ薬局大間店	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	令和二年八月一日

青森県告示第六百十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 名	指 定 日
今井 篤	鷹揚郷腎研究所 弘前市大字小沢 字山崎九〇	泌尿器科(じん臓機能障害)	令和二年八月一日

青森県告示第六百十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山一の六三八、一の七六八

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定物件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字深浦字杉山沢二一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

プリンタ賃貸借契約（令和二年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

プリンタ 一式

二 賃貸借期間

令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八條の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加

資格)の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

4 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

5 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の確認等

1 入札に参加しようとする者は、仕様適合確認申請書(以下「申請書」という。)により、確認を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を令和二年八月二十五日午後五時までに青森県総務部行政経営課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じること。

(二) 確認結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ  
電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時 令和二年九月一日午前十時三十分

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

1 予定価格の制限の範囲内で賃借料に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価の入札者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者

を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、令和七年度の契約金額は落札価格と同額とする。

青森県統合宛名システム機器及び番号制度ネットワーク運用管理機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県統合宛名システム機器及び番号制度ネットワーク運用管理機器 一式  
 二 賃貸借期間

令和三年二月一日から令和八年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和二年九月七日午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和二年九月二十四日午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階E会議室

令和二年九月二十五日午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和七年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer network system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. September 24, 2020

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division  
Department of General Affairs  
Aomori Prefectural Government

2-4-30 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-734-9160

~~~~~

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤石地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年八月十一日から同年九月七日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、相馬土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に中南地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年八月七日

中南地域県民局長 神 登喜彦

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

令和二年八月十一日から同年九月七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示

第五十五号）の一部を次のように改正する。  
第九十四号様式中「生年月日」を「年齢」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 1 「届出の別」欄には、「政党届出」、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。

2 「候補者氏名」欄には、(1)通称の使用が認定された場合には、通称のみを記載し、(2)ふりがな（仮名書きの部分を除く。）を必ず付すること。

3 「住所」欄には、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙においては市町村まで、県議会議員及び知事の選挙においては市町村まで又は町字まで記載すること。

4 「党派」欄には、立候補届出書に令第八十九条第四項の規定により政治団体の略称を併記されている場合にはその略称のみを「(略称) 何々」と記載すること。

5 衆議院小選挙区選出議員選挙においては、「党派」は「候補者届出政党の名称」と読み替えるものとする。

6 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

第九十五号様式及び第九十六号様式中「生年月日」を「年齢」に、「注1から4」を「注1から5」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円